

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三管理者決裁事項の欄13及び14中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同欄15中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、同欄15の次に次のように加える。

16 就業規程第十三条の五の規定に基づき、局長、参事、水道部長及び契約局長の高齢者部分休業の承認をし、若しくはその承認を取り消し、又は休業時間の短縮をし、若しくは休業期間の延長を承認すること。

別表第三局長及び参事の専決事項の欄17及び18中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同欄19中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、同欄中20を21とし、同欄19の次に次のように加える。

20 就業規程第十三条の五の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の高齢者部分休業の承認をし、若しくはその承認を取り消し、又は休業時間の短縮をし、若しくは休業期間の延長を承認すること。

別表第三水道部長の専決事項の欄7及び8中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める。

別表第四総務課の表第一号管理者決裁事項の欄5の次に次のように加える。

6 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下この項において「定年制条例」という。）第四条第一項の規定に基づき、定年に達した職員を、期限を定め引き続き勤務させること。

7 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会承認を得ること。

8 定年制条例第四条第二項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

9 定年制条例第四条第三項の規定に基づき、定年に達した職員に対し期限を定め

引き続き勤務させる場合又は期限を定め引き続き勤務させた職員に対し当該期限を延長する場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。

10 定年制条例第四条第四項の規定に基づき、期限を定め引続き勤務させた職員を当該職員の同意を得て当該期限を繰り上げ、又は期限を定め引続き勤務させた後当該期限を延長した職員を当該職員の同意を得て当該延長した期限を繰り上げること。

11 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させること。

12 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

13 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。

14 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

15 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第一項から第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。

16 定年制条例第十一条の規定に基づき、定年制条例第九条の規定により延長した異動期間の延長の事由が消滅した職員について、他の職への降任等を行うこと。

17 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を職員（埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四条。以下この表において「給与条例」という）第四条に規定する管理職手当を支給される職員の職）として採用すること。

18 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。以下この項において「改正定年制条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職）として任期を定めて採用すること。

- 19 改正定年制条例附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項、第五条第三項、又は第六条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職）として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。
別表第四総務課の表第一号局長の専決事項の欄2から3までを7から8までとし、同欄1の次に次に加える。
- 2 地公法第二十八条の二第一項の規定に基づき、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る）をすること。
- 3 職員の分限に関する条例附則第二項の規定により地公法第二十七条第二項に規定する降給とみなされる措置を講ずること。
- 4 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職以外の職）として採用すること。
- 5 改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職以外の職）として任期を定めて採用すること。
- 6 改正定年制条例附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項、第五条第三項、又は第六条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職以外の職）として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。
別表第四総務課の表第三号管理者決裁事項の欄3中「埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号。以下この項において「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。
別表第五の表欄6中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。